

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

○毎日新聞記事「ヘルパーも医療行為」について

(合計 本紙含め 4 枚)

vol. 65

平成12年4月10日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく
お願いいたします。

毎日新聞記事「ヘルパーも医療行為」について

- 平成12年4月8日（土）毎日新聞朝刊（別紙参照）に、
「厚生省は、ホームヘルパーの簡単な医療行為について介護現場での判断に任せて黙認する方針を固めた」との記事が掲載されましたが、厚生省において、こうした事実はありませんので、ご連絡いたします。

- なお、医療的なケアを必要とする要介護者に対するホームヘルプサービスにつきましては、今後、訪問看護等との連携のあり方について具体例を示すことが可能かどうかなどを検討していく予定としています。

要援護高齢者対策に関する行政監察結果
— 保健・福祉対策を中心として —
(勧告のポイント)

勧告先 : 厚生省 (勧告日:平成11年9月24日)
実施時期:平成10年8月~11年9月

[監察の背景事情]

- 要援護高齢者は、今後急激な増加が見込まれており、社会的支援施策の確立が大きな課題
- この監察は、平成12年度からの介護保険制度の実施予定を踏まえ、現行の要援護高齢者に対する保健・福祉対策の介護保険制度への円滑な移行等に資するため実施

1 ニーズを踏まえたサービス提供基盤整備計画の策定

- 地方公共団体の老人保健福祉計画には、地域のニーズの反映が不十分
(例)平成9年度、特養ホームの入所需要数に対し、整備目標量が20%以上(上)回っているものが、17市町村中9市町村と半数以上。ケアハウスは、需要がない等から計画達成率は低調
- 国が示した参酌標準に沿って計画を作成していることにも起因(特養ホームの場合、「65歳以上人口の1%強」の参酌標準に対し、調査した31市町村の94%が1.0%から1.5%に設定等)

介護保険事業計画の作成に際して、地域の需要に即した施設の整備が行われるよう、適切な目標量の設定のために必要な措置の実施

2 介護保険施設の在り方の見直し

- 老人保健施設は、特養ホームの代替施設として利用されている実態
両施設で入所者の態様(介護の程度)、機能訓練の内容等に大きな差異なし
- 老人保健施設、特養ホームは、介護保険制度下では、療養型病床群とともに、利用者の自由な選択に基づきサービスを提供する施設

介護保険施設の役割・機能について見直しを行い、一元化を含めその在り方を検討

3 ホームヘルパー業務の見直し

- ホームヘルパーは、身体介護に伴う行為のうち、医療行為に該当するものは実施不可
- しかし、医療行為の範囲は不明確。状況によってはやむを得ないとして、ホームヘルパーが、一般的には医療行為とされている傷口のガーゼの交換、血圧・体温測定、軟膏の塗布等を実施している実態あり

身体介護に伴って必要となる行為をできる限り幅広くホームヘルパーが取り扱えるよう、その業務を見直し、具体的に示すこと。

4 サービス利用者に対する情報の積極的な提供

- 老人保健施設、療養型病床群は、法令により広告規制あり。第三者評価結果等は広告不可

広告、情報提供については、第三者評価結果、施設の経営状況等を含め、利用者に必要な情報ができる限り幅広く提供できるよう広告規制の緩和及び情報提供の拡充を検討